

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道警察本部告示

- 道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程..... 85
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処
理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程..... 85

目 次 ページ

規 則

- 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する
規則..... (人事課) 51
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の
範囲を定める規則の一部を改正する規則..... (総合政策部総務課) 51

訓 令

- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (人事課) 52

告 示

- 道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 53
○令和5年度及び令和6年度において競争入札に参加する者に必要な資格等
..... (建設管理課) 53
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正..... (経理課) 57

道原子力環境センター告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 57

道企業局告示

- 令和5年度及び令和6年度において競争入札に参加する者に必要な資格等..... 58

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示..... 58
○特定調達契約に係る入札の公告..... 59

道人事委員会規則

- 管理監督職勤務上限年齢調整額に関する規則..... 60
○地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規
則の整備に関する規則..... 66
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 79
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則..... 79

道公安委員会規則

- 道路交通法施行細則の一部を改正する規則..... 84
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規
則..... 85

規 則

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和4年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第68号

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成18年北海道規則第
160号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「第81条の2第1項」を「第81条の6第1項」に、「第81条の3第1項」
を「第81条の7第1項」に、「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の
3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を
定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第69号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範
囲を定める規則の一部を改正する規則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を
定める規則（平成25年北海道規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定により一般旅券の発給を受けよ
うとする者が、次に掲げる場合に該当する場合

ア その配偶者又は2親等内の親族が疾病、事故、天災等により死亡した場合又はその

傷病の程度が重篤な場合において、緊急に渡航する必要があると認められるとき。 イ 業務上の理由により早急に渡航する必要がある場合において、その者が記録されている住民基本台帳を備える特例条例別表第1の2の項の右欄に掲げる市町村（以下この号において単に「市町村」という。）において一般旅券の発給を申請するとすれば渡航予定日前に当該旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき。 ウ その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の区域以外の区域に所在する居所に一定期間滞在する必要があるため、当該市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合 エ アからウまでに掲げる場合のほか、やむを得ない理由によりその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村において一般旅券の発給を申請することが困難であると認められる場合 (2) 旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）第1条第2号に規定する電子手続により、旅券法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請又は同法第17条第1項若しくは第2項の規定による一般旅券の紛失若しくは焼失の届出が行われる場合 附 則 この規則は、令和5年3月27日から施行する。	と。 (4) 第20条第2項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。 (5) 第20条第3項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。 (6) 第21条第1項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。 (7) 第21条第6項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣又は指定市町村の長に協議し、その同意を得ること。 (8) 第21条第12項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣に協議すること。 (9) 第21条第13項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業委員会等の意見を聴くこと。 (10) 第21条第17項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長の意見を聴くこと。 (11) 第21条第18項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知すること。 (12) 第21条第19項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣に通知すること。 (13) 第22条第1項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更を認定すること。 (14) 第22条第2項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。 (15) 第22条第3項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。 (16) 第31条第1項の規定に基づき、協定の締結を認可すること。 (17) 第32条第1項（第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公告し、利害関係人の縦覧に供すること。 (18) 第32条第2項（第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、利害関係人から提出される意見書を受理すること。 (19) 第33条第2項（第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公告し、公衆の縦覧に供するとともに、協定区域内に明示すること。 (20) 第34条第1項の規定に基づき、協定の変更を認可すること。 (21) 第36条第1項の規定に基づき、協定の廃止を認可すること。 (22) 第36条第2項の規定に基づき、協定の廃止を認可した旨を公告すること。
訓 令	
北海道訓令第14号 本 庁 出 先 機 関 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和4年12月27日 北海道知事 鈴木直道 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第29項を次のように改める。 29 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の施行に関する事務（2以上の総合振興局等の所管区域にわたるものを除く。） (1) 第19条第1項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。 (2) 第19条第6項（第20条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。 (3) 第20条第1項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の変更を認定するこ	

(23) 第37条第1項の規定に基づき、協定の認可を取り消すこと。 (24) 第37条第2項の規定に基づき、協定の認可を取り消した旨を農用地所有者等に通知するとともに、公告すること。 (25) 第39条第5項（第40条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協議を受け、及び同意をすること。 (26) 第39条第6項（第40条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこと。 (27) 第46条第1項の規定に基づき、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めること。 (28) 附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、附則第2条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。次号において「旧持続農業法」という。）第5条第2項の規定に基づき、認定導入計画の認定を取り消すこと。 (29) 附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、旧持続農業法第9条の規定に基づき、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めること。 附 則 この訓令は、令和4年12月27日から施行する。	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 令和4年12月27日 北海道知事 鈴木直道 第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類 令和5年度及び令和6年度において道が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあつては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。 なお、一般土木工事にあつては、A等級をA1又はA2に区分する。 1 契約の種類に応ずる資格及び調達をする特定役務の種類 <table><tr><th>契 約 の 種 類</th><th>資 格 の 種 類</th><th>調達をする特定役務の種類</th></tr><tr><td>一般土木工事の請負契約</td><td>一般土木工事</td><td>一般土木工事</td></tr><tr><td>舗装工事の請負契約</td><td>舗装工事</td><td>舗装工事</td></tr><tr><td>鋼橋上部工事の請負契約</td><td>鋼橋上部工事</td><td>鋼橋上部工事</td></tr><tr><td>建築工事の請負契約</td><td>建築工事</td><td>建築工事</td></tr><tr><td>電気工事の請負契約</td><td>電気工事</td><td>電気工事</td></tr><tr><td>管工事の請負契約</td><td>管工事</td><td>管工事</td></tr><tr><td>塗装工事の請負契約</td><td>塗装工事</td><td>塗装工事</td></tr><tr><td>道路標識設置工事の請負契約</td><td>道路標識設置工事</td><td>道路標識設置工事</td></tr><tr><td>機械器具設置工事の請負契約</td><td>機械器具設置工事</td><td>機械器具設置工事</td></tr><tr><td>造園工事の請負契約</td><td>造園工事</td><td>造園工事</td></tr><tr><td>土木施設物の設計の委託契約</td><td>土木施設物の設計</td><td>土木施設物の設計</td></tr><tr><td>建築物の設計の委託契約</td><td>建築物の設計</td><td>建築物の設計</td></tr><tr><td>地質調査の委託契約</td><td>地質調査</td><td>地質調査</td></tr><tr><td>技術資料作成の委託契約</td><td>技術資料作成</td><td>技術資料作成</td></tr><tr><td>測量の委託契約</td><td>測量</td><td>測量</td></tr><tr><td>道路清掃の委託契約</td><td>道路清掃</td><td>道路清掃</td></tr><tr><td>農業土木工事の請負契約</td><td>農業土木工事</td><td>農業土木工事</td></tr></table>	契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする特定役務の種類	一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事	舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事	鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事	建築工事の請負契約	建築工事	建築工事	電気工事の請負契約	電気工事	電気工事	管工事の請負契約	管工事	管工事	塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事	道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事	機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事	造園工事の請負契約	造園工事	造園工事	土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計	建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計	地質調査の委託契約	地質調査	地質調査	技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成	測量の委託契約	測量	測量	道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃	農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする特定役務の種類																																																					
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事																																																					
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事																																																					
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事																																																					
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事																																																					
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事																																																					
管工事の請負契約	管工事	管工事																																																					
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事																																																					
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事																																																					
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事																																																					
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事																																																					
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計																																																					
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計																																																					
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査																																																					
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成																																																					
測量の委託契約	測量	測量																																																					
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃																																																					
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事																																																					
告 示 北海道告示第620号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（西幌地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、令和4年12月28日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。 また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。 令和4年12月27日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第621号																																																							

水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	

2 工事予定価格に応ずる等級区分

種類 等級	一般土木工事		舗装工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
	区分								
A	A1	7,000万円 以上	6,000万円	10,000万円	2,000万円	2,500万円	7,000万円	6,000万円	5,500万円
	A2	25,000万円 未満 7,000万円 以上							
B		7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満	10,000万円 未満 4,000万円 以上	2,000万円 未満 700万円 以上	2,500万円 未満 800万円 以上	7,000万円 未満 3,500万円 以上	6,000万円 未満 3,500万円 以上	5,500万円 未満 2,500万円 以上
	C	3,500万円 未満		4,000万円 未満	700万円 未満	800万円 未満	3,500万円 未満	3,500万円 未満	2,500万円 未満

(注) A 1 に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、2 以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、A 2 に区分する者は、A 1 に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(4)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4 第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4 第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 令和5年1月1日（随時の申請の場合にあつては、申請をしようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資 格 の 種 類	建 設 業 の 種 類
一 般 土 木 工 事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
農 業 土 木 工 事	
水 産 土 木 工 事	
森 林 土 木 工 事	
舗 装 工 事	舗装工事業
鋼 橋 上 部 工 事	鋼構造物工事業
建 築 工 事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業又は解体工事業
電 気 工 事	電気工事業、電気通信工事業又は消防施設工事業
管 工 事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業又は清掃施設工事業
塗 装 工 事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造 園 工 事	造園工事業

- (イ) 令和3年9月2日（随時の申請の場合にあつては、資格審査の申請をする日（その日が令和5年4月1日前である場合は、令和5年4月1日）の1年7か月

前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。））以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ア) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号に定める項目

(イ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（農政部、水産林務部及び建設部の工事等優秀者選考委員会並びに建設管理部工事優良企業選考委員会が選考する表彰に限る。）、働き方改革推進企業認定、高齢継続雇用対策、女性の活躍支援及び障がい者の就労支援、季節労働者通年雇用対策、担い手の確保、人材育成、ゼロカーボン北海道への貢献、環境への取組並びに安全・安心への貢献

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和5年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和5年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和5年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除くものとする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

令和5年1月4日（水）から同月13日（金）まで

イ 随時の申請をする者

令和5年2月27日（月）から令和6年12月27日（金）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあっては、令和5年4月1日以後

の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

- (2) 共同企業体
当該共同企業体が結成されたとき。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等
当該証明を受けたとき。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。
- (5) 知事が特に必要と認めた者
知事の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、3の表に定める申請書類の提出先において交付する。

また、北海道のホームページ（アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/R5_6_teikisinseigaiyou.html）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、提出方法は、原則郵送とする。

資格の種類	申請書類の提出先			
	定期申請の場合		随時申請の場合	
	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
一般土木工事	建設部建設政策局建設管理課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務	建設部建設政策局建設管理課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の総務
舗装工事				
鋼橋上部工事				
建築工事				
電気工事				
管工事				
塗装工事				
道路標識設置工事				
機械器具設置工事				
造園工事				
土木施設物の設計				
建築物の設計				

地質調査	課		課
技術資料作成			
測量			
道路清掃			
農業土木工事		農政部農村振興局事業調整課	
水産土木工事			
森林土木工事			
造林			

(注) 次の(1)又は(2)に該当するものは、それぞれ(1)又は(2)に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

- (1) 主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）
「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先
- (2) 申請書類の提出先が建設部建設政策局建設管理課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者
建設部建設政策局建設管理課

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

- (1) 資格の有効期間は、定期の申請の場合にあっては、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、随時の申請の場合にあっては、資格を有すると認めた旨の通知があった日から令和7年3月31日までとする。
- (2) 共同企業体の場合にあっては、令和5年4月1日（令和5年4月1日以降に資格を有すると認めた旨の通知があった場合は当該通知があった日）から令和6年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

- (1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。
- (2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、令和5年度に令和6年度の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 特定調達契約に係る資格

この告示に基づき申請して得た資格（造林を除く。）については、それぞれの資格の種類に応じた契約で、特例政令の規定が適用されるものについても適用する。

第6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。 2 当該資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者 (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体 (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの (4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの 2 再申請の方法 再申請をしようとする者は、第3の3の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 第8 資格の喪失事由の届出 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。 (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 第9 その他 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を	いう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第8までに定めるもののほか、別に定めるところによる。 北海道告示第622号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、令和5年1月4日から施行する。 令和4年12月27日 北海道知事 鈴木直道 2 収納代理金融機関の項「株式会社新生銀行」を「株式会社SBI新生銀行」に改める。 道原子力環境センター告示 北海道原子力環境センター告示第31号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和4年12月27日 北海道原子力環境センター所長 高橋和紀 1 落札に係る物品等の名称及び数量 環境放射能水準調査モニタリングポスト 一式 （機器構成） (1) 検出部 9台 (2) 測定部 9台 2 落札を決定した日 令和4年12月9日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 日本レイテック株式会社 (2) 住所 東京都武蔵野市中町1丁目20番8号 4 落札金額 69,000,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和4年10月28日付け北海道原子力環境センター告示第26号
---	---

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道原子力環境センター (2) 所在地 岩内郡共和町宮丘261番地 1	北海道告示第621号第3の2に定められているとおりとする。 3 申請の方法 北海道告示第621号第3の3に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。 なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。 第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1 資格の有効期間 北海道告示第621号第4の1に定められているとおりとする。 2 有効期間の更新手続 北海道告示第621号第4の2に定められているとおりとする。 第5 特定調達契約に係る資格 北海道告示第621号第5に定められているとおりとする。 第6 資格の喪失 北海道告示第621号第6に定められているとおりとする。 第7 資格審査の再申請 1 再申請の事由 北海道告示第621号第7の1に定められているとおりとする。 2 再申請の方法 北海道告示第621号第7の2に定められているとおりとする。ただし、第3の3なお書きにより企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 第8 資格の喪失事由の届出 北海道告示第621号第8に定められているとおりとする。 第9 その他 北海道告示第621号第9に定められているとおりとする。 第10 資格審査の結果 知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第3の3なお書き及び第7の2ただし書きによる資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。
道 企 業 局 告 示	
北海道企業局告示第15号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 令和4年12月27日 北海道公営企業管理者 野 村 聡 第1 資格の種類及び調達をする特定役務の種類 令和5年度及び令和6年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち令和4年北海道告示第621号（以下「北海道告示第621号」という。）第1の1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2により適用する北海道告示第621号第4の2を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第621号第1の1の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第4号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第621号第1の1の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第621号第1の2の表に定められているとおり、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。 なお、一般土木工事にあっては、A等級をA1又はA2に区分する。 第2 資格要件 1 共通の資格要件 北海道告示第621号第2の1に定められているとおりとする。 2 資格の種類ごとの要件 北海道告示第621号第2の2に定められているとおりとする。 3 資格の種類ごとの要件の特例 北海道告示第621号第2の3に定められているとおりとする。 第3 資格審査の申請の時期及び方法 1 申請の時期 北海道告示第621号第3の1に定められている時期にしなければならない。 2 申請書類の入手方法	

札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年12月27日

北海道教育庁渡島教育局長 柴田 亨

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和4年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和4年12月27日に一般競争入札の公告を行う渡島管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第477号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和4年12月27日（火）から令和5年1月31日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和4年12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）に

おいてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第69号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年12月27日

北海道教育庁渡島教育局長 柴田 亨

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

渡島管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 19校 合計1,266kW

イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 19校 合計2,857,043kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和4年北海道教育庁渡島教育局告示第68号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時 令和5年2月22日（水）午前10時（送付による場合は、同月21日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名 称 渡島管内道立学校で使用する電力（従量電灯C）
- (2) 予 定 数 量
- ア 基本料金（契約電力1kVA当たりの単価） 42kVA
- イ 電 力 量 料 金
- (ア) 使用電力量最初の120kWhまでの単価 4,266kWh
- (イ) 使用電力量120kWhを超え280kWhまでの単価 4,596kWh
- (ウ) 使用電力量280kWhを超える分の単価 11,375kWh
- (3) 予 定 時 期 令和5年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た合計金額）が最低であるものを落札者とする。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、

- 次による。
- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（銭単位の単価）とすること。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- イ 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- ウ 電 話 番 号 0138-47-9029
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Oshima Prefectural School
- a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,266 kW
- b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,857,043 kWh
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., February 22, 2023
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 21, 2023)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9029

道 人 事 委 員 会 規 則

管理監督職勤務上限年齢調整額に関する規則をここに公布する。
令和4年12月27日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1444

管理監督職勤務上限年齢調整額に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）附則第52項、第54項又は第55項の規定、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第47項、第49項又は第50項の規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）

附則第51項、第53項、第55項又は第56項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第6条に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 北海道職員等の定年等に関する条例第9条第1項に規定する異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、道職員給与条例附則第52項、学校職員給与条例附則第47項又は警察職員給与条例附則第51項（以下「附則第52項等」と総称する。）に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（北海道職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 道職員給与条例附則第50項、学校職員給与条例附則第45項又は警察職員給与条例附則第49項（以下「附則第50項等」と総称する。）に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405。以下「初任給等規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第6に定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 初任給等規則第2条第4号に規定する降号をいう。
- (9) 上限額 道職員給与条例第5条第1項、学校職員給与条例第6条第1項又は警察職員給与条例第6条第1項の規定により職員が属する職務の級における最高の号俸の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。）第2条第2項若しくは第8条第1項又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。）第3条第2項の

規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。

- (10) その者の号俸等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号俸をいう。（附則第52項等の人事委員会規則で定める職員）

第3条 附則第52項等及び警察職員給与条例附則第53項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）又は警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項本文の規定による任命により職員となった者のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日又は警察職員給与条例附則第53項の規定による任命をされた日（以下この条において「任命日」という。）以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日又は任命日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - エ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の変更をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員（他の職への降任等をされた職員に対する附則第54項等の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に附則第50項等の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日にこれらの項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定

日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、道職員給与条例附則第54項、学校職員給与条例附則第49項又は警察職員給与条例附則第55項（以下「附則第54項等」と総称する。）の規定による給料として支給する。

(1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額

(2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号俸等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

(5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって同項第5号に掲げる職

員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、附則第54項等の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する附則第54項等の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（北海道職員等の定年等に関する条例第9条各項の規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に附則第50項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、附則第54項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に附則第50項等の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日にこれらの項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給

料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、附則第54項等の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）

仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（初任給等規則第23条第3項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。）異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号俸等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事

委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

- (5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、附則第54項等の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する附則第55項等の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に附則第50項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、道職員給与条例附則第55項、学校職員給与条例附則第50項又は警察職員給与条例附則

第56項（以下「附則第55項等」と総称する。）の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第50項等の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、附則第55項等の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - (3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - (4) 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に附則第50項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、附則第55項等の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第50項等の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、附則第55項等の規定による給料として支給する。
 - (1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員
 - (2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（初任給等規則第23条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員（特例任用期間降格等職員に対する附則第55項等の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（初任給等規則第23条第3項の規定によるものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に附則第50項等の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、附則第55項等の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第50項等の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、附則第55項等の規定による給料として支給する。
- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給等規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした

- 場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（初任給等規則第23条第3項に該当するものを除く。）又は降号をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
- （人事交流等職員に対する附則第55項等の規定による給料の支給）

- 第10条** 初任給等規則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に附則第50項等の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして附則第50項等の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、附則第55項等の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、附則第50項等の規定の適用を受ける職員であ

って、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、附則第55項等の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給等規則第16条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員
（この規則により難い場合の措置）

第11条 附則第52項等若しくは警察職員給与条例附則第53項、附則第54項等又は附則第55項等の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。
（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、附則第52項等若しくは警察職員給与条例附則第53項、附則第54項等又は附則第55項等の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則6-57

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部改正）

第1条 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2-45）の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項第20号中「昭和59年北海道条例第51号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同表個別事項中第49号を第54号とし、第45号から第48号までを5号ずつ

繰り下げ、第44号を第48号とし、同号の次に次の1号を加える。

49 義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）附則第3項の規定に基づく義務教育等教員特別手当の月額算出について定めること。

別表第2個別事項中第43号を第46号とし、同号の次に次の1号を加える。

47 へき地手当に関する規則附則第3項及び第5項の規定に基づく施行日前のへき地手当の月額及びへき地手当に準ずる手当の月額算出について定めること。

別表第2個別事項中第42号を第45号とし、第41号を第43号とし、同号の次に次の1号を加える。

44 特勤勤務手当等に関する規則附則第8項及び第10項の規定に基づく特勤勤務手当基礎額及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額算出について定めること。

別表第2個別事項中第23号から第40号までを2号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の2号を加える。

23 定年条例第9条第2項及び第4項の規定に基づき、定年に達した職員の異動期間を更に延長し、引き続き勤務させることができる期限を延長することについて承認すること。

24 定年規則第14条の規定に基づく任命権者からの異動が延長された職員の状況に係る報告を受理すること。

（職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部改正）

第2条 職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6-0）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の3」を「第22条の5」に改める。

（職員の定年等に関する規則の一部改正）

第3条 職員の定年等に関する規則（北海道人事委員会規則6-11）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 勤務延長（第3条-第7条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第8条-第14条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第15条）

附則

第1章 総則

第1条中「第4条第5項」の次に「、第6条第3号、第9条第3項、第12条、第13条第1項及び第14条」を加える。

第2条を次のとおり改める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- (2) 勤務延長職員 条例第4条第1項の規定により勤務延長の期限を定められ、又は同条第2項の規定により当該勤務延長の期限を延長されたことにより引き続き勤務する職員をいう。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 勤務延長

第3条の見出し中「勤務延長」の次に「の期限の延長」を加え、同条中「当該申請には」を「人事委員会は、当該申請に関し必要と認める場合には、当該任命権者に対し」に、「を添付して行うものとする」を「の提出を求めることができる」に改める。

第4条に見出しとして「(職員の同意)」を付する。

第5条に見出しとして「(勤務延長職員の異動)」を付し、同条中「勤務延長を行った職員」を「勤務延長職員」に改める。

第6条第4号中「勤務延長に係る職員」を「勤務延長職員」に、「となった」を「となる」に改める。

第7条の次に次の2章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職に含まれる職)

第8条 条例第6条第3号に規定する人事委員会規則で定める職は、別表に掲げる職とする。

2 任命権者は、別表に掲げる職の改廃があるときは、事前にその旨を人事委員会に通知しなければならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第9条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職(以下「特定管理監督職群」という。)は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- (1) 食肉衛生検査所等の特定管理監督職群 保健福祉部健康安全局食品衛生課長、食肉衛生検査所長、食肉衛生検査所次長及びオホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室食肉検査課長
- (2) 高等看護学院の特定管理監督職群 高等看護学院副学院長(北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号)第4条第1項第4号ウの医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限る。)
- (3) 家畜保健衛生所等の特定管理監督職群 農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生担当課長及び家畜保健衛生所長

(4) 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の特定管理監督職群 事務長

(5) 高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校及び特別支援学校の特定管理監督職群 校長、副校長及び教頭

(組織の変更等があった場合の適用)

第10条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占めることとなる場合は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の期限の延長)

第11条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項に規定する人事委員会の承認を得ようとするときは、人事委員会が別に定める様式により人事委員会に申請するものとする。この場合において、人事委員会は、当該申請に関し必要と認める場合には、当該任命権者に対し、次条に規定する書面の提出を求めることができる。

(職員の同意)

第12条 条例第10条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

(辞令書の交付)

第13条 任命権者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項の規定により降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をする場合は、職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

2 任命権者は、条例第9条の規定により異動期間を延長する場合は、職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

(報告)

第14条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項又は第3項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、人事委員会が別に定める様式により報告するものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(選考に用いる情報)

第15条 条例第12条及び第13条第1項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

附則第2項の表第2条の項中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同表第3条の項中「第3条」を「第2条第2号」に改め、「条例第4条」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

組織		職
議事事務局		参与 副参与 調査員
知事部局	共通	参与 副参与 専門参事 調査員 特別研究員 特別学芸員 専門研究員 専門学芸員
	サハリン事務所	所長
	A S E A N事務所	所長
教育委員会	事務局	参与 副参与 専門参事 調査員
	高等学校	主幹教諭 調査員
	中等教育学校	主幹教諭 調査員
	特別支援学校	主幹教諭 調査員
	義務教育学校	主幹教諭 調査員
	中学校及び小学校	主幹教諭 調査員
警察	警察本部	課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主監 専門研究官 科長
	警察学校	班長 主監
	方面本部	課長補佐 主監 副室長
	警察署	会計官 課長 主監
人事委員会事務局		参与 副参与 調査員
監査委員事務局		参与 副参与 専門参事 調査員
労働委員会事務局		参与 副参与 調査員
企業局		参与 副参与 専門参事 調査員
道立病院局		参与 副参与 専門参事 調査員

備考1 条例第6条第1号及び第2号に掲げる職を除く。

2 本表における「調査員」は、条例第6条に規定する管理監督職から転任された職員の職に限る。

（北海道職員等の旅費支給規則の一部改正）

第4条 北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7－6）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「。以下「法」という。」を削る。

別表第1中「再任用職員の」を「定年前再任用短時間勤務職員の」に改め、同表備考第1項を次のように改める。

備考 1 「定年前再任用短時間勤務職員」とは、北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。

（北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第5条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－28）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。（へき地手当に関する規則の一部改正）

第6条 へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－98）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「市町村立学校職員給与条例」という。」を削り、「含む」の次に「。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ」を加える。

第2条及び第4条中「（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）」を削る。

第5条中「及び市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する学校職員給与条例第11条の3の規定に基づく学校」を削る。

第6条第1項中「（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

第7条第1項中「（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）」を削る。

第8条第4項第1号中「。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。」を削り、「含む。）の規定により」を「含む。以下勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）の規定により」に改め、「（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）」及び「（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第2号中「。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。」を削り、「含む。）の規定により」を「含む。以下勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）の規定により」に改め、「（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）」を削り、同項第3号中「。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。」を削り、「以下同じ。）の」を「以下勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）の」に改め、「（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第5項第1号中「。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。」を削り、「含む。）の」を「含む。以下勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。）の」に改め、「（市町

村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)」を削り、同項第2号中「。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。」を削り、「含む。)」を「含む。以下勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。)」に改め、「（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。)」を削り、「額及び」の次に「同日における」を加え、同項第3号中「。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。」を削り、「以下同じ。)」を「以下勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。)」に改め、「（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の4項を加える。

（学校職員給与条例附則第45項の規定の適用を受ける職員の施行日前のへき地手当の月額）

2 学校職員給与条例附則第45項の規定の適用を受ける職員であって、第8条第2項に規定する施行日の前日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「おけるへき地手当の月額」とあるのは「おける給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日における扶養手当の月額の合計額に、同日におけるへき地手当の割合（学校職員給与条例第11条の2第3項又は第4項の規定による割合をいう。）を乗じて得た額」とする。

3 学校職員給与条例附則第45項の規定の適用を受ける職員のうち、第8条第4項各号に掲げる職員であるものの同条第2項の施行日前のへき地手当の月額は、前項及び同条第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

（学校職員給与条例附則第45項の規定の適用を受ける職員のへき地手当に準ずる手当の月額）

4 学校職員給与条例附則第45項の規定の適用を受ける職員であって、第8条第2項に規定する施行日の前日において当該職員以外の職員であったものに対する同条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料及び」とあるのは「給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日における」とする。

5 学校職員給与条例附則第45項の規定の適用を受ける職員のうち、第8条第5項各号に掲げる職員であるもののへき地手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第5項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

（初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第7条 初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-137）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「市町村立学校職員給与条例」という。」を削り、「含む」の次に「。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ」を加える。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付し、附則に次の1項を加える。

（道職員給与条例附則第50項等の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

3 道職員給与条例附則第50項、学校職員給与条例附則第45項又は警察職員給与条例附則第49項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

職員の区分 期間の区分	第2条第2項 の職を占める 職員	第2条第3項 の職を占める 職員
1 年 未 満	35,600 ^円	38,500 ^円
1 年以上 2 年未満	35,600	38,500
2 年以上 3 年未満	35,600	38,500
3 年以上 4 年未満	35,600	38,500
4 年以上 5 年未満	35,600	38,500
5 年以上 6 年未満	35,600	38,500
6 年以上 7 年未満	34,300	38,500
7 年以上 8 年未満	33,000	35,700
8 年以上 9 年未満	31,800	32,900
9 年以上10年未満	30,500	30,100
10年以上11年未満	29,300	27,300
11年以上12年未満	28,000	24,500
12年以上13年未満	26,700	21,700
13年以上14年未満	25,500	18,900
14年以上15年未満	24,500	16,100
15年以上16年未満	23,500	13,300
16年以上17年未満	22,500	10,500
17年以上18年未満	21,600	7,700
18年以上19年未満	20,600	4,900
19年以上20年未満	19,600	2,100
20年以上21年未満	18,600	

21年以上22年未満	18,200	
22年以上23年未満	17,800	
23年以上24年未満	17,100	
24年以上25年未満	16,700	
25年以上26年未満	16,200	
26年以上27年未満	15,800	
27年以上28年未満	15,400	
28年以上29年未満	14,800	
29年以上30年未満	14,600	
30年以上31年未満	14,400	
31年以上32年未満	13,900	
32年以上33年未満	13,300	
33年以上34年未満	12,700	
34年以上35年未満	12,200	

備考
この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)
第8条 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7－188）の一部を次のように改正する。

第1条中「含む」の次に「。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ」を加える。

第3条第1項を次のとおり改める。
第3条 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第3条第2項各号列記以外の部分中「に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる」を「の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調

別表第3 調整基本額表（第3条関係）

職務の級 給料表	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
行政職給料表	5,600円	6,500円		7,700円	8,200円	8,700円	9,500円	10,700円	11,700円	13,200円	15,600円
公安職給料表	7,200円	7,600円		7,700円	8,700円	9,200円	9,600円	10,300円	11,300円	12,300円	

整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする」に改め、同項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第5条第11項」を「第5条第10項」に、「第6条第11項」を「第6条第10項」に改め、「前項中「得た額」とあるのは、「得た額に」及び「を乗じて得た額」とする。」を削り、同項第2号及び第3号中「前項中「得た額」とあるのは、「得た額に」及び「を乗じて得た額」とする。」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号俸に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲げる額
附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第2項に見出しとして「（関係規則の廃止）」を付し、附則に次の1項を加える。
（道職員給与条例附則第50項等の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

3 道職員給与条例附則第50項、学校職員給与条例附則第45項又は警察職員給与条例附則第49項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第3項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2備考第3項中「（警察職員給与条例）を「及び警察職員給与条例」に改め、「を含む。）」を削り、同表の次に次の1表を加える。

海 事 職 給 料 表	6,600円	7,500円		8,400円	9,600円	10,500円					
高 等 学 校 教 育 職 給 料 表	7,000円	8,200円	9,100円	9,900円	12,500円						
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職 給 料 表	6,800円	8,100円	8,900円	9,700円	12,200円						
研 究 職 給 料 表	6,500円	7,800円		8,500円	9,800円	11,500円					
医 療 職 給 料 表 (1)	8,900円	10,200円		11,800円	14,000円						
医 療 職 給 料 表 (2)	5,700円	6,500円		7,300円	7,700円	8,500円	9,700円	11,000円	12,800円		
医 療 職 給 料 表 (3)	7,100円	7,700円		7,900円	8,200円	8,700円	9,800円	11,100円			

備考 1 「高等学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号アに規定する教育職給料表(1)をいい、同表備考(2)に定める職員に対するこの表の適用については、「9,900円」とあるのは「10,200円」とする。

2 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号イに規定する教育職給料表(2)及び市町村立学校職員給与条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいい、それらの表の備考(2)に定める職員に対するこの表の適用については、「9,700円」とあるのは「10,000円」とする。

3 「医療職給料表(3)」とは、道職員給与条例第4条第1項第4号ウに規定する医療職給料表(3)及び警察職員給与条例第5条第1項第5号に規定する医療職給料表をいう。

(農林漁業普及指導手当に関する規則の一部改正)

第9条 農林漁業普及指導手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-232）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第5条第11項」を「第5条第10項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第10条 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下同じ」を「以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ」に改める。

第3条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「育児短時間勤務職員等（「をいう。以下同じ。」）及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「額（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占

める再任用職員にあってはその額に道職員勤務時間等条例第2条第3項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間等条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額）」を「額に、道職員勤務時間等条例第2条第3項若しくは第8条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を道職員勤務時間等条例第2条第1項又は学校職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（道職員給与条例附則第50項等の規定の適用を受ける職員の支給額）

2 道職員給与条例附則第50項、学校職員給与条例附則第45項又は警察職員給与条例附則第49項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額」とする。

(給与の支給に関する規則の一部改正)

第11条 給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-280)の一部を次のように改正する。

第16条の3の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第16条の4第1号中「おいて、」の次に「定年前再任用短時間勤務職員(」を加え、「第5条第11項」を「第5条第10項」に、「第6条第11項」を「第6条第10項」に、「再任用短時間勤務職員、」を「定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)、」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第16条の5中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条の2第4項第1号中「再任用短時間勤務職員(道職員給与条例第5条第11項、学校職員給与条例第6条第11項又は警察職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条第2号中「(法第28条の5第1項)を「にあっては、法第22条の4第1項」に、「を除く。)」を除く」を「に限る」に、「なったもの」を「なった者」に改め、同条第3号中「非常勤である者(」を「非常勤である者」に、「に」に、「第81条の5第1項」を「第60条の2第1項」に、「を除く。)」を除く」を「に限る」に、「もの」を「者」に改める。

第29条の8第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次条において「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第29条の8の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

(道職員給与条例附則第50項等の規定の適用を受ける職員の端数計算)

7 道職員給与条例附則第50項、学校職員給与条例附則第45項又は警察職員給与条例附則第49項の規定の適用を受ける職員に対する給与の種目別の確定金額のうち、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当の確定金額に100円未満の端数を生じたときは、第36条第1項の規定にかかわらず、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。
(通勤手当に関する規則の一部改正)

第12条 通勤手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-284)の一部を次のように改正する。

第16条第2号アを次のように改める。

ア 北海道職員等の定年等に関する条例(昭和59年北海道条例第51号)第12条の規定

による採用(同条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

第17条の2第1項第3号中「法第28条第2項」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項」に改める。

第17条の3第2項第1号中「法第28条の2第1項」を「北海道職員等の定年等に関する条例第2条」に改め、同項第3号中「部局」を「部局等」に改める。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第13条 住居手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-354)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「で、道職員給与条例第10条第1項、学校職員給与条例第10条第5項及び警察職員給与条例第12条第1項の規定による届出がされている者」を削る。

(特勤勤務手当等に関する規則の一部改正)

第14条 特勤勤務手当等に関する規則(北海道人事委員会規則7-357)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第2号中「額及び」の次に「同日に受けていた」を加える。

第5条第2項中「この条」の次に「及び附則第9項」を加え、同条第3項第2号中「額及び」の次に「同日に受けていた」を加える。

第6条第3項第1号中「前条」を「前条第1項及び第2項(同条第3項及び附則第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第3号において同じ。)」並びに附則第10項」に改め、同項第2号及び第3号中「前条」を「前条第1項及び第2項並びに附則第10項」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付す。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の4項を加える。

(道職員給与条例附則第50項等適用職員の特勤勤務手当基礎額)

7 道職員給与条例附則第50項又は警察職員給与条例附則第49項の規定の適用を受ける職員(以下「附則第50項等適用職員」と総称する。)であって、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

8 附則第50項等適用職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特勤勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(道職員給与条例附則第50項等適用職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額)

9 附則第50項等適用職員であって、道職員給与条例第12条の3第1項及び警察職員給与条例第14条の3第1項に規定する異動又は部局の移転の日において当該職員以外の職員

であったものに対する第5条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

10 附則第50項等適用職員のうち、第5条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第15条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

第36条中「第3条ただし書」を「第3条第2項」に、「年齢70年」を「年齢75年」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第16条 義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）の一部を次のように改正する。

第1条中「含む」の次に「。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ」を加える。

第3条第1項第1号中「その者が」の次に「定年前再任用短時間勤務職員（」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」に改め、同項第4号中「（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「に対する前項の規定の適用については」を「の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「再任用短時間勤務職員（学校職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「学校職員勤務時間等条例」を「勤務時間等条例」に改め、同項第2号中「学校職員勤務時間等条例第3条第2項」を「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「勤務時間等条例」という。）」に改め、同項第3号中「学校職員勤務時間等条例第3条第4項」を「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第4項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。以下勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。））」に、「同条第1項」を「勤務時間等条例第3条第1項」に改め、同項第3号中「学校職員勤務時間等条例第3条第4項」を「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「勤務時間等条例」という。）第3条第4項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。以下勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。））」に、「同条第1項」を「勤務時間等条例第3条第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項

を加える。

(学校職員給与条例附則第45項の規定の適用を受ける職員の支給額)

2 学校職員給与条例附則第45項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額」とする。

3 学校職員給与条例附則第45項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第2項第2号に掲げる職員であるものの同条第1項の義務教育等教員特別手当の月額は、前項及び同条第2項第2号の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

別表第1及び別表第2の規定中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第17条 単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第6号アを次のように改める。

ア 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条の規定による採用（同条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第18条 管理職員特別勤務手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-791）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下同じ」を「以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ」に改める。

第2条第1項第1号中「管理職手当に関する規則」を「次号に掲げる職員以外の管理職員（管理職手当に関する規則）に、「（以下「管理職員」という）を「をいう。以下同じ」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）である管理職員 次に掲げる管理職手当区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 1万1,000円

イ 2種 9,000円

ウ 3種 7,500円

エ 4種 6,000円

オ 5種及び6種 5,000円

第2条第3項第1号中「管理職員」を「次号に掲げる職員以外の管理職員」に改め、同項第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる管理職手当区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 5,500円
- イ 2種 4,500円
- ウ 3種 3,800円
- エ 4種 3,000円
- オ 5種及び6種 2,500円

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（道職員給与条例附則第50項等の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額）

2 道職員給与条例附則第50項、学校職員給与条例附則第45項又は警察職員給与条例附則第49項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び第3項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額」とする。

（北海道職員等の分限に関する規則の一部改正）

第19条 北海道職員等の分限に関する規則（北海道人事委員会規則11－3）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（北海道職員の給与に関する条例附則第50項等の規定の適用を受ける職員に対する規定の適用）

2 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）附則第50項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）附則第45項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）附則第49項の規定の適用により給料月額が異動することとなった職員に対しては、給料発令通知書又はこれに代わる文書により当該給料の額を通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第20条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務

職員」に改める。

第7条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条の2中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項」に、「継続再任用職員」を「継続定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第2項及び第13条第3項中「継続再任用職員」を「継続定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員と」を「定年前再任用短時間勤務職員と」に改める。

別表第2(1)の項及び(4)の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第21条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条の2中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項」に、「継続再任用職員」を「継続定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第2項及び第13条第3項中「継続再任用職員」を「継続定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員と」を「定年前再任用短時間勤務職員と」に改める。

別表第2(1)の項及び(4)の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則の一部改正）

第22条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則（北海道人事委員会規則16－0）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「。以下「市町村立学校職員給与条例」という。」を削り、「含む。」又は「

を「含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）又は」に改め、「（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第7項中「派遣期間中」を「派遣の期間中」に改める。

附則に次の1条を加える。

（道職員給与条例附則第50項等適用職員の給与）

第7条 一般の派遣職員が次に掲げる職員となった場合には、当分の間、第3条第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの職員となった日を派遣日とみなし、給与の支給割合を同条第1項から第4項の規定により再決定するものとする。

- (1) 道職員給与条例附則第50項、学校職員給与条例附則第45項又は警察職員給与条例附則第49項の規定の適用を受ける職員（次号において「附則第50項等適用職員」と総称する。）となった場合
 - (2) 所在国勤務の外務公務員であるとした場合に附則第50項等適用職員となった場合（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）
- 2 前項の規定により支給割合を再決定された一般の派遣職員に対する第3条第7項及び第8項の規定の適用については、同条第7項中「前項」とあるのは「前項若しくは附則第7条第1項」と、第3条第8項中「若しくは前項」とあるのは「前項若しくは附則第7条第1項」とする。

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正）

第23条 職員からの苦情相談に関する規則（北海道人事委員会規則20－0）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「法第28条の4から第28条の6まで」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項」に改める。

（北海道職員の退職管理に関する規則の一部改正）

第24条 北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23－0）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和51年北海道条例第59号）第12条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- （定義）
- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 令和4年改正条例 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）をいう。

- (2) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
 - (3) 令和5年旧法 令和3年改正法の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。
 - (4) 定年条例 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）をいう。
 - (5) 新定年条例 令和4年改正条例第1条の規定による改正後の定年条例をいう。
 - (6) 旧定年条例 令和4年改正条例第1条の規定による改正前の定年条例をいう。
 - (7) 暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。
 - (8) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第29項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。
 - (9) 定年前再任用短時間勤務職員 新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。
 - (10) 施行日 この規則の施行の日をいう。
 - (11) 旧法再任用職員 施行日前に令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。
- （勤務延長に関する経過措置）

3 次の表の左欄に掲げる第3条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則附則第2項の表の右欄に掲げる字句は、当分の間、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

条例第4条第2項（条例附則第2項において準用する場合を含む。）	条例第4条第2項（条例附則第2項において準用する場合及び地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第2項の規定により期限を延長する場合を含む。以下同じ。）
条例第4条第3項及び第4項（条例附則第2項において準用する場合を含む。）	条例第4条第3項及び第4項（条例附則第2項又は令和4年改正条例附則第4項において準用する場合を含む。）
条例第4条第4項（条例附則第2項において準用する場合を含む。）	条例第4条第4項（条例附則第2項又は令和4年改正条例附則第4項において準用する場合を含む。）

（令和4年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職及び職員）

4 令和4年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（令和4年改正条例附則第3項に規定する新定年条例定年をいう。以下この項、次項及び附則第6項において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 5 令和4年改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。
- （暫定再任用の選考に関する情報）
- 6 令和4年改正条例附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項及び第17項に規定する人事委員会規則で定める情報は、令和4年改正条例附則第5項各号及び第6号各号に掲げる者についての次に掲げる情報とする。
- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他の勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用（令和4年改正条例附則第5項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- （令和4年改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）
- 7 令和4年改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項で規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 8 令和4年改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。
- 9 令和4年改正条例附則第26項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第7項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。
- （改正後の北海道職員等の旅費支給規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

- 10 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の北海道職員等の旅費支給規則別表第1（その2）の規定を適用する。
- （改正後の北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則第2条第3項の規定を適用する。
- （改正後の給料の調整額に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
- 12 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の給料の調整額に関する規則（次項及び第14項において「改正後の給料の調整額に関する規則」という。）第3条第3項の規定を適用する。
- 13 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給料の調整額に関する規則第3条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 14 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第8条、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第9条（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第9条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和4年改正条例附則第5項、第10項、第13項又は第16項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧定年条例第3条に規定する年齢に達した日が施行日の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の給料の調整額に関する規則第2条及び第3条並びに前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に改正後の給料の調整額に関する規則第3条第2項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。
- 15 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3

号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和4年改正条例第4条の規定による改正前の道職員給与条例、令和4年改正条例第13条の規定による改正前の学校職員給与条例又は令和4年改正条例第18条の規定による改正前の警察職員給与条例(次号において「令和5年旧給与条例」と総称する。)及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第8条の規定による改正前の給料の調整額に関する規則第3条第1項及び第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合)に、令和5年旧給与条例及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第8条の規定による改正前の給料の調整額に関する規則第3条第1項及び第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和5年旧給与条例及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

(改正後の農林漁業普及指導手当に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

16 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の農林漁業普及指導手当に関する規則第3条第2項の規定を適用する。

(改正後の管理職手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

17 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第10条の規定による改正後の管理職手当に関する規則第3条の規定の適用については、同条第1項中「別表第2」

とあるのは、「別表第3」とする。

18 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の管理職手当に関する規則第3条第2項の規定を適用する。

(改正後の給与の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

19 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の給与の支給に関する規則第16条の3から第16条の5まで及び第22条の2第4項第1号の規定を適用する。

20 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第11条の規定による改正後の給与の支給に関する規則第29条の8第1項及び第29条の8の2の規定を適用する。

(改正後の通勤手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

21 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、道職員給与条例第11条第1項第1号若しくは第3号、学校職員給与条例第10条の2の4第1項第1号若しくは第3号又は警察職員給与条例第13条第1項第1号若しくは第3号に掲げる職員であつて、通勤手当に関する規則第16条第2号に規定する常例にあるものは、道職員給与条例第11条第4項に規定する同条第3項、学校職員給与条例第10条の2の4第4項に規定する同条第3項及び警察職員給与条例第13条第4項に規定する同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

(1) 令和4年改正条例附則第5項又は第13項の規定による採用(定年条例第2条の規定により退職した日(旧定年条例第4条、令和3年改正法附則第3条第5項又は令和4年改正条例附則第2項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第5項、第10項、第13項若しくは第16項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第6項又は第14項の規定による採用(定年条例第2条の規定により退職した日(新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同条例第12条若しくは第13条第1項又は令和4年改正条例附則第6項、第11項、第14項若しくは第17項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

22 令和4年改正条例附則第6項、第11項、第14項又は第17項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新定年条例第12条の規定により採用された職員に対する第12条の規定による改正後の通勤手当に関する規則第16条の規定の適用については、同条第2号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年北海道条例第42号)附則第6項、第11項、第14項又は第17項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

(改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措

置)

23 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第16条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第3条第1項の規定を適用する。

24 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第16条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第3条第1項及び第2項の規定を適用する。

（改正後の単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置）

25 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する部局に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、道職員給与条例第11条の2第3項に規定する同条第1項、学校職員給与条例第10条の2の5第3項に規定する同条第1項及び警察職員給与条例第13条の2第3項に規定する同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

(1) 令和4年改正条例附則第5項又は第13項の規定による採用（定年条例第2条の規定により退職した日（旧定年条例第4条、令和3年改正法附則第3条第5項又は令和4年改正条例附則第2項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は令和4年改正条例附則第5項、第10項、第13項若しくは第16項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

(2) 令和4年改正条例附則第6項又は第14項の規定による採用（定年条例第2条の規定により退職した日（新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新定年条例第12条若しくは第13条第1項又は令和4年改正条例附則第6項、第11項、第14項若しくは第17項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

26 令和4年改正条例附則第6項、第11項、第14項又は第17項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新定年条例第12条の規定により採用された職員に対する第17条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第5条第2項の規定の適用については、同項第6号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）附則第6項、第11項、第14項又は第17項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

27 施行日前に、第17条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第6

号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

28 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第18条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3項の規定を適用する。

（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用）

29 令和4年改正条例附則第30項、第43項及び第55項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

（改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

30 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第20条の規定による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（次項及び附則第32項において「改正後の道職員勤務時間等規則」という。）第7条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項、第11条第2項並びに第13条第3項の規定を適用する。

31 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の道職員勤務時間等規則第6条の2、第7条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び別表第2の規定を適用する。

32 令和14年3月31日までの間における改正後の道職員勤務時間等規則第7条の2の規定の適用については、「第12条又は第13条第1項」とあるのは、「第12条若しくは第13条第1項又は地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項若しくは第17項」とする。

（改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第21条の規定による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（次項及び附則第35項において「改正後の学校職員勤務時間等規則」という。）第7条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第4項、第11条第2項並びに第13条第3項の規定を適用する。

34 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の学校職員勤務時間等規則第6条の2、第7条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び別表第2の規定を適用する。

35 令和14年3月31日までの間における改正後の学校職員勤務時間等規則第7条の2の規定の適用については、「第12条又は第13条第1項」とあるのは、「第12条若しくは第13条第1項又は地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条

例第42号）附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項若しくは第17項」とする。	「100分の56」に改める。
（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置）	附 則
36 令和14年3月31日までの間における第23条の規定による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条の規定の適用については、「第12条又は第13条第1項」とあるのは、「第12条若しくは第13条第1項又は地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）附則第5項、第6項、第10項、第11項、第13項、第14項、第16項若しくは第17項」とする。	この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。
（北海道職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置）	
37 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第24条の規定による改正後の北海道職員の退職管理に関する規則（以下「改正後の退職管理規則」という。）第23条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条」とあるのは、「地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第42号）附則第5項又は第6項」とする。	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
38 この規則の施行前に、旧法再任用職員として採用された場合における改正後の退職管理規則第23条の規定の適用については、なお従前の例による。	令和4年12月27日
（雑則）	北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知
39 附則第3項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。	北海道人事委員会規則7－1446
	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）の一部を次のように改正する。

別表第7ウの表2級の欄中	37	35				
	37	35				
	38	36				
	38	36				
	39	37				
	39	37				
	40	38				
	40	38				
	41	39				
	41	39				
	42	40				
	42	40				
	43	41				
	22	21	23	23		
	22	22	24	23		
	22	22	24	23		
	22	22	24	23		
	23	22	24	23		
	23	22	24	23		
	22	21	22	22		
	22	22	23	22		
	23	22	23	22		
	24	23	24	23		
	24	23	25	23		
	25	24	26	24		
	26	24	27	25		
	27	25	28	26		
	28	26	28	26		

25	24	28	27
26	24	29	27
26	24	29	28
27	25	29	28
		30	29
		30	29
		30	29
		31	30
		31	30
		31	30
		32	31
		32	31
		33	31
		33	32
		34	32
		34	32
		35	33
		46	45
		47	46
		48	46
		49	47
34	33	49	47
34	34	50	48
35	34	50	48
35	34	51	49
36	35	51	49
36	35	52	50
37	35	52	50
37	36	53	51
38	36	53	51
38	36	53	52
39	37	54	52
39	38	54	53

別表第7クの表2級の欄中	38	を	37	に改める。
	39		38	
	40		38	
	41		39	
	41		39	
	41		40	
	42		40	
	42		41	
	42		41	
	43		42	
	43		42	
	43		43	
	44		43	

別表第7の2アの表1級の欄中	を	に改める。
58		59
60		62
62		65
64		68
66		70
68		72
70		74
72		76
74		78
76		80
78		82
80		84
82		86
84		88
86		90
88		92
90		93
92		93

別表第7の2イの表2級の欄中 $\frac{\overline{\quad}}{60}$ を $\frac{\overline{\quad}}{60}$ に改める。

		60	61		
		」	」		
別表第7の2ウの表1級の欄中					
				「	「
				38	39
				40	42
				42	45
				44	48
				46	50
				48	52
				50	54
				53	56
				56	59
				59	62
				62	65
				64	68
				66	69
				68	69
				」	」
「	「				
52	53				
56	58				
60	63				
64	68				
66	69				
68	69				
」	」				
を	に改め、同表2級の欄中			を	に改める。

[illegible]

「 $\frac{37}{\quad}$ 」を「 $\frac{\quad}{38}$ 」に、 $\frac{\frac{45}{46}}{47}$ を $\frac{\frac{46}{47}}{48}$ に、 $\frac{\frac{55}{56}}{57}$ を $\frac{\frac{56}{57}}{58}$ に改める。

別表第7の2オの表1級の欄中

		「 <u>69</u> 」	「 <u>70</u> 」
		<u>70</u>	<u>72</u>
「 <u>50</u> 」	「 <u>51</u> 」	<u>71</u>	<u>74</u>
<u>52</u>	<u>54</u>	<u>72</u>	<u>76</u>
<u>54</u>	<u>57</u>	<u>74</u>	<u>78</u>
<u>56</u> を	<u>60</u> に、	<u>76</u> を	<u>80</u> に改め、同表2級の欄中
<u>59</u>	<u>62</u>	<u>78</u>	<u>82</u>
<u>62</u>	<u>64</u>	<u>80</u>	<u>84</u>
<u>65</u> 」	<u>66</u> 」	<u>82</u>	<u>85</u>
		<u>84</u>	<u>86</u>
		<u>86</u> 」	<u>87</u> 」

		「 <u>67</u> 」	「 <u>68</u> 」
		<u>68</u>	<u>69</u>
「 <u>49</u> 」を	「 <u>50</u> 」に、	<u>57</u> を	<u>58</u> に、
		<u>58</u> を	<u>59</u> に、
		<u>59</u> 」	<u>60</u> 」
		<u>69</u> を	<u>70</u> に改める。
		<u>70</u>	<u>71</u>
		<u>71</u> 」	<u>72</u> 」

別表第7の2カの表1級の欄中

		「 <u>53</u> 」	「 <u>54</u> 」	「 <u>85</u> 」	「 <u>86</u> 」
		<u>54</u>	<u>56</u>	<u>86</u>	<u>88</u>
		<u>55</u>	<u>58</u>	<u>87</u>	<u>90</u>
		<u>56</u> を	<u>60</u> に、	<u>88</u> を	<u>92</u> に、
		<u>59</u>	<u>62</u>	<u>90</u>	<u>93</u>
		<u>62</u>	<u>64</u>	<u>92</u>	<u>94</u>
		<u>65</u> 」	<u>66</u> 」	<u>94</u> 」	<u>95</u> 」

「 <u>101</u> 」	「 <u>102</u> 」		
<u>102</u>	<u>104</u>		
<u>103</u>	<u>106</u>	「 <u>58</u> 」	「 <u>59</u> 」
<u>104</u>	<u>108</u>	<u>60</u>	<u>62</u>
<u>107</u> を	<u>111</u> に改め、同表2級の欄中	<u>62</u>	<u>65</u>
		<u>64</u> を	<u>68</u> に改める。

<u>110</u>	<u>114</u>		
<u>113</u>	<u>117</u>		
<u>116</u>	<u>120</u>		
<u>118</u>	<u>121</u>		
<u>120</u> 」	<u>121</u> 」		
		<u>67</u>	<u>70</u>
		<u>70</u>	<u>72</u>
		<u>73</u> 」	<u>74</u> 」

		「 <u>50</u> 」	「 <u>52</u> 」
		<u>52</u>	<u>56</u>
別表第7の2キの表1級の欄中		<u>56</u> を	<u>59</u> に改める。
		<u>60</u>	<u>62</u>
		<u>64</u> 」	<u>65</u> 」

		「 <u>65</u> 」	「 <u>66</u> 」
		<u>66</u>	<u>68</u>
		<u>67</u>	<u>70</u>
別表第7の2クの表1級の欄中		<u>68</u> を	<u>72</u> に改める。
		<u>71</u>	<u>74</u>
		<u>74</u>	<u>76</u>
		<u>77</u> 」	<u>78</u> 」

別表第7の2ケの表1級の欄中		「 <u>24</u> 」	「 <u>25</u> 」に改める。
----------------	--	---------------	--------------------

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

北海道公安委員会規則第13号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号イ中「平成6年国家公安委員会規則第18号」を「令和4年国家公安委員会規則第15号」に改め、同条第3項第1号ア中「（以下「自動車検査証」という。）」を「若しくは同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面」に、「「軽自動車届出済証」を「「自動車検査証等」に改める。

第7条第4項第1号中「自動車検査証又は軽自動車届出済証」を「自動車検査証等」に改める。

第8条第1項中「自動車検査証その他自動車の使用者の住所及び氏名又は所在地及び名称並びに自動車登録番号又は車両番号」を「自動車検査証等の写しその他の当該届出事項」に改め、「（以下「自動車検査証等」という。）の写し」を削り、同条第2項中「。以下本条」を「」（以下この条）に改め、同条第3項中「本条」を「この条」に改める。

第8条の2第1項中「写し」の次に「その他の当該申請事項を証することのできる書類」を加え、同条第2項中「。以下本条」を「」（以下この条）に改め、同条第3項中「本条」を「この条」に改める。

第12条第3号コ中「郵便法第60条」を「郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第26条第2項第1号」に改める。

第15条の見出し中「解任」を「解任等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第74条の3第8項の規定により自動車の使用者に対して必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正措置命令書（別記様式第18号）により行うものとする。

別記様式第18号を次のように改める。

別記様式第18号（第15条関係）

第 号
是 正 措 置 命 令 書
年 月 日
殿
公 安 委 員 会 印

自動車の安全な運転が確保されていないと認めたことから、道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとることを命じます。

記

理 由	
是 正 措 置 の 内 容	

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（方面公安委員会の行った処分については、札幌地方裁判所又は方面公安委員会の所在地を管轄する裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提訴することができます。
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。							
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年12月27日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第14号 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。 第7条中「国家公安委員会規則」を「情報通信技術活用規則」に改める。 別表第1中「第10条第1項」を「第9条（警備業務を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項」に、「及び第8条第1項」を「、第8条第1項及び第8条の5第1項」に、 <table><tr><td>「 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）</td><td>第7条第3項及び第13条第2項</td><td>を</td></tr></table> <table><tr><td>「 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）</td><td>第7条第3項及び第13条第2項 第8条第1項</td><td>に</td></tr></table> 改める。 附 則 この規則は、令和5年1月4日から施行する。		「 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）	第7条第3項及び第13条第2項	を	「 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第7条第3項及び第13条第2項 第8条第1項	に
「 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）	第7条第3項及び第13条第2項	を					
「 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第7条第3項及び第13条第2項 第8条第1項	に					
道 警 察 本 部 告 示							
北海道警察本部告示第562号 道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年12月27日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程 道路交通法施行細則実施規程（平成2年北海道警察本部告示第18号）の一部を次のように改正する。 第4条の見出しを「（緊急自動車等の届出又は申請）」に改め、同条第1項中「第8条又							
は第8条の2の規定により届出又は申請」を「第8条第1項又は第8条の2第1項の規定による届出又は申請（以下この条及び次条において「届出又は申請」という。）」に、「届出書又は申請書」を「緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書（施行細則別記様式第9号）又は緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書（施行細則別記様式第12号の2）」に改め、同項第1号中「自動車検査証」の次に「（第9条及び第15条第2項第1号において「自動車検査証」という。）若しくは同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項（第15条第2項第1号において「自動車検査証記録事項」という。）が記載された書面」を、「軽自動車届出済証」の次に「（第10条第1項第2号において「自動車検査証等」という。）」を加え、同条第2項中「書類のほか」を「図書のほか」に改め、同項第1号中「申請又は届出」を「届出又は申請」に改め、同条第3項中「第1項の規定による」を削り、「届出者又は申請者」を「届出又は申請をしようとする者」に、「届出（申請）者」を「当該者」に改め、「指定書を」の次に「当該者に」を加える。 第5条中「施行細則第8条第1項又は第8条の2第1項の規定により」を削る。 第10条第1項中「。以下「届出書」という。」を削る。 第12条中「届出の確認書」を「届出確認書」に改める。 第15条第2項第1号中「自動車検査証」の次に「又は自動車検査証記録事項が記載された書面」を加える。 附 則 この規程は、令和5年1月1日から施行する。							
北海道警察本部告示第563号 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年12月27日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程（令和3年北海道警察本部告示第271号）の一部を次のように改正する。 別表中「第10条第1項」を「第9条（警備業務を行おうとするときの届出に限る。）、第10条第1項」に、「及び第8条第1項」を「、第8条第1項及び第8条の5第1項」に、 <table><tr><td>「 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）</td><td>第7条第3項及び第13条第2項</td><td>を</td></tr></table>		「 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）	第7条第3項及び第13条第2項	を			
「 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）	第7条第3項及び第13条第2項	を					

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）	第7条第3項及び第13条第2項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項

に

改める。

附 則

この規程は、令和5年1月4日から施行する。